

人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業

【特定課題対応型】が始まりました

特定課題対応型とは・・・

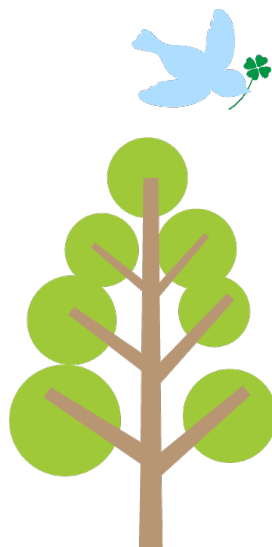
- 新型コロナの影響による生活困窮等に対応し、令和3年度よりスタート
- 空き家等の改修による住まいの提供と見守りや自立支援を併せて実施する取り組みを補助
- 補助の対象は、住宅や施設の改修・建設・取得に要する費用等

多様な方への住まいの提供を応援！
無料の申請相談会も実施中

✔ こんな方が対象です

事業の主体（代表応募者）は下記のいずれかの体制であることが求められます。

- (1) 居住支援協議会が実施するもの
- (2) 居住支援法人、社会福祉協議会、社会福祉法人または特定非営利活動法人が、居住支援協議会または地方公共団体と連携して実施するもの



補助の上限は
1 案件につき

3 億円



● 改修の場合の補助額

住宅等の整備に係る設計・工事監理費の **2/3**

住宅等の改修に要する費用の **2/3**

住宅：1 戸当たりの上限 **300 万円**

施設：1 施設当たりの上限 **3000 万円**

(例) 6 戸の改修の場合、上限は 6 戸 × 300 万円 = 1800 万円

<お問い合わせ> スマートウェルネス住宅等推進事業室

メール：tkadai@swrc.co.jp TEL: 03-6268-9028 (受付時間は平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

ホームページ：http://www.swrc.co.jp/tkadai/index.html

人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業【特定課題対応型】の概要

■特定課題対応型とは

国土交通省所管の「人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業」には 4 つの事業類型があり、そのうちの【特定課題対応型】は令和 3 年度に新たに設けられました。

<住まい環境整備モデル事業 4 つの事業類型>



④ 特定課題対応型
令和3年度に新設

応募の対象となる事業（主な要件）

- ・空き家等の改修による住まいの提供と、見守りや自立支援を併せて実施するものであること
- ・事業主体（代表応募者）が下記のいずれかの体制であること
 - (1) 居住支援協議会が実施するもの
 - (2) 居住支援法人、社会福祉協議会、社会福祉法人または特定非営利活動法人が、居住支援協議会または地方公共団体と連携して実施するもの

■応募期間（追加募集）

令和 3 年 1 1 月 1 日（月）～ 令和 4 年 1 月 3 1 日（月）※消印有効

■申請に関するお問い合わせ

〒102-0082 東京都千代田区一番町 6 番地 一番町スクエア 5 階

スマートウェルネス住宅等推進事業室

メールアドレス：tkadai@swrc.co.jp 電話：03-6268-9028

◇受付時間は土日祝日を除く 10:00～12:00、13:00～17:00 とさせていただきます。

■補助額

補助額はおおむね下表のようになっています。1 案件につき 3 億円を上限とします（消費税及び地方消費税は補助対象外です）。補助額の詳細につきましては、応募要領をご参照ください。応募要領は本事業ホームページでダウンロードできます。

項目		補助額の上限		
		改修の場合	新築の場合	
建(1) 設住宅 取得 等に改修 する 費用は	調査設計計画に要する費用		住宅等の整備に係る設計・工事監理費×2/3	
	取得に要する費用		住宅等の取得に要する費用×1/10	
	住宅等の 整備等に 要する 費用	全体	住宅等の改修に要する費用×2/3	住宅等の建設に要する費用×1/10
		内訳ごと	住宅	1戸当たりの補助金の額の上限を300万円
		施設	1施設当たりの補助金の額の上限を3,000万円	1施設当たりの補助金の額の上限を2,000万円
(2)技術の検証に要する費用、 (3)情報提供及び普及に必要な費用		応募事業に係る技術の検証や情報提供等に要する費用×2/3		